

んぞへ屠込でも息のあるうちよ人に扶らきでもする  
 と面倒だから一思ひに極よく切る刃物を殺すのが宜  
 らふよ未熟な腕で錆た出刃庖丁かんどでは長く苦し  
 むでゐる間よ聲でも立たせると大騒動だからさ惣成  
 程刃物で殺すと苛たらぬ様だが何を殺しても死ぬ  
 のは同じ事だから寧長く苦しませるよりはよく切る  
 物で研る方が増かエ夫だからお前其氣から老母の  
 歸ない間に密と家を出て御成道り明神下の露店で手  
 比な脇指を安く買で来て隠して置いて一所に出ける時

よ密と持てお出よ惣二三分も奮發で閃くする短刀を  
 見て來うけな虎をんがら片時も早く歸て來かいうち  
 よお出けよ惣然う性急に騒がかいでも死つてか  
 る者よ可哀さふよ虎是さ大きき聲をたしでないとい  
 ふに騒ぐといねエ

惣七はお虎が大悪心に恐怖おたれど強て此儀を  
 断りなは悪事を泄したる爲よ我身も密かお失な  
 は是んかと思ひ承諾したる体に賺欺て脇差を買  
 ふと稱して家を走出直地に町奉行所へ訴へ出べ

さ乎或は此儘田舎の實家へ遁歸らんかと途方  
昏て神田明神へ參詣し神籤を抽むが木蔭の月明  
りよは讀難ければ尙恩案を廻らして其場を立去  
兼お所にて浦松三太夫に面會したるあり

○第二百二十二回

浦松三太夫は惣七が長物語を聞終り只管に嘆息して  
三世の悪人も多くあれど現在の母を殺して呉ると良  
夫に頼む大悪心は人外とも畜生とも言ふ様のない悪  
婆おれば直地に府廳へ訴へて縛らせぬもよからふが

又能く思慮致して見ると是よは何か深く巧むた計策  
のある事かも知れぬは其裡をわいて女房お虎のいふ  
なり次第よ成つて見るがよからふ惣モシ旦那様貴  
君迄が途方もない事を仰じやります如何して姑が殺  
さるまをものか三イヤ其殺む方は斯くと惣七が耳に  
口を寄せ何か暫く呷きて三合點が參つたか惣へエ  
流石はお武家様た々又格別をお考へたと横手を拍て  
感心し右と左へ別れけり  
是より惣七の短刀を買て家よ歸り其翌日午後よ

り龜井戸村の六阿彌陀へ參詣させるとて姑と同道の家を出しが同夜丑三ッ過とも思ふ頃歸り來りて密かに戸を叩けば

虎「今明るかゝ穩にをしよと唇を操明て面を出し虎一人で歸つて來たの旨く行たのかエ惣案じるよりは産が安く上首尾よ遣付て來たせと内へ上り惣成たけ蟲の蚊ふ様よ歩行て途中で日を暮し夫からは路を間違へた積りで五百羅漢の裏門際へ連て行て首尾よく人目に懸らぬ害ひては仕舞たが刀にも此通り血が

附たし衣服へも鮮血が刎て汚れたが井戸端へでも持出すと露顯の種たから此儘椽の下へ押込で置てくんあよ虎夫はマア大出來で有たねエ併し心持が悪くつたらふから一盃飲で速くお休みよと用意の酒を温めて飲せ虎衣服は又先へ寄て目よ立かいやうに洗つて置かゝ心配をないがね嘸ぞ苦しむでれ困りたらふね惣七十以上よ成と老耗てしまふ故か造作もなく往生したが何たか草臥が出て來たから己ハモウ睡せと猪口に二三盃飲で夜具を被り眠り轉たる隙を窺ひお虎

は鮮血の染たる衣類と脇差を抱へて走出同町内の自身番所へ駈込で虎お願ひ申ます大變を御座りますくト云は番人と狼狽て番大變とは何事た工虎良夫の惣七と申ます者が母を六阿彌陀へ參らせると申て途中で親を殺しましたから迅く召捕て親の敵を執て下さいまし番ナニ六阿彌陀が母を殺したと夫の何にしても大事た家主の八兵衛さん起きて下さいまし大變たくと遽に騒ぎ立て町内の探偵に依頼とお虎と案内先立て惣七が寐込へ陥入り難なく縛めて惣七を番

屋へ引立來り頃夜も明放きて當日は上野の御法事中なれば非常見廻りの町同心佐久間軍藏中村繁作山本町の番屋に來り惣七が召捕きたる始末を詳明に問質し番屋の椽側に纏付の惣七を引出させ當町内の青物渡世惣七とは其方か前夜妻お虎が訴へに依て急速に召捕たが本所五百羅漢の裏門にて姑を殺したの如何いふ理た眞直に白狀致せイヤ私は母を殺した致しませぬ殺さね者を訴へる者が蔽せと申上てしまへ不届者め惣七先一通り御聽下さいいまし妻お虎

は平日母と不和で御座りまゝたが私と一生添遂やうと思ふから密かに母を引出して殺して呉ろと申ます故に一端は驚いて諫めまじたが強て頼ますの憎さも憎し如何するかと存知まゝして昨日母を連出して途々委細の事を話し浅草並木町の知己の家へ母を預け脇差と衣服へ魚の血を塗て歸りまゝたので御座りまゝが夫を浅果敢にお訴へ申上まゝた妻お虎を御詮議の程と願ひたふ御座りまゝた有けまゝた刀と衣服を改めるに果して魚の古血なきお虎と縛つて番屋へ止置

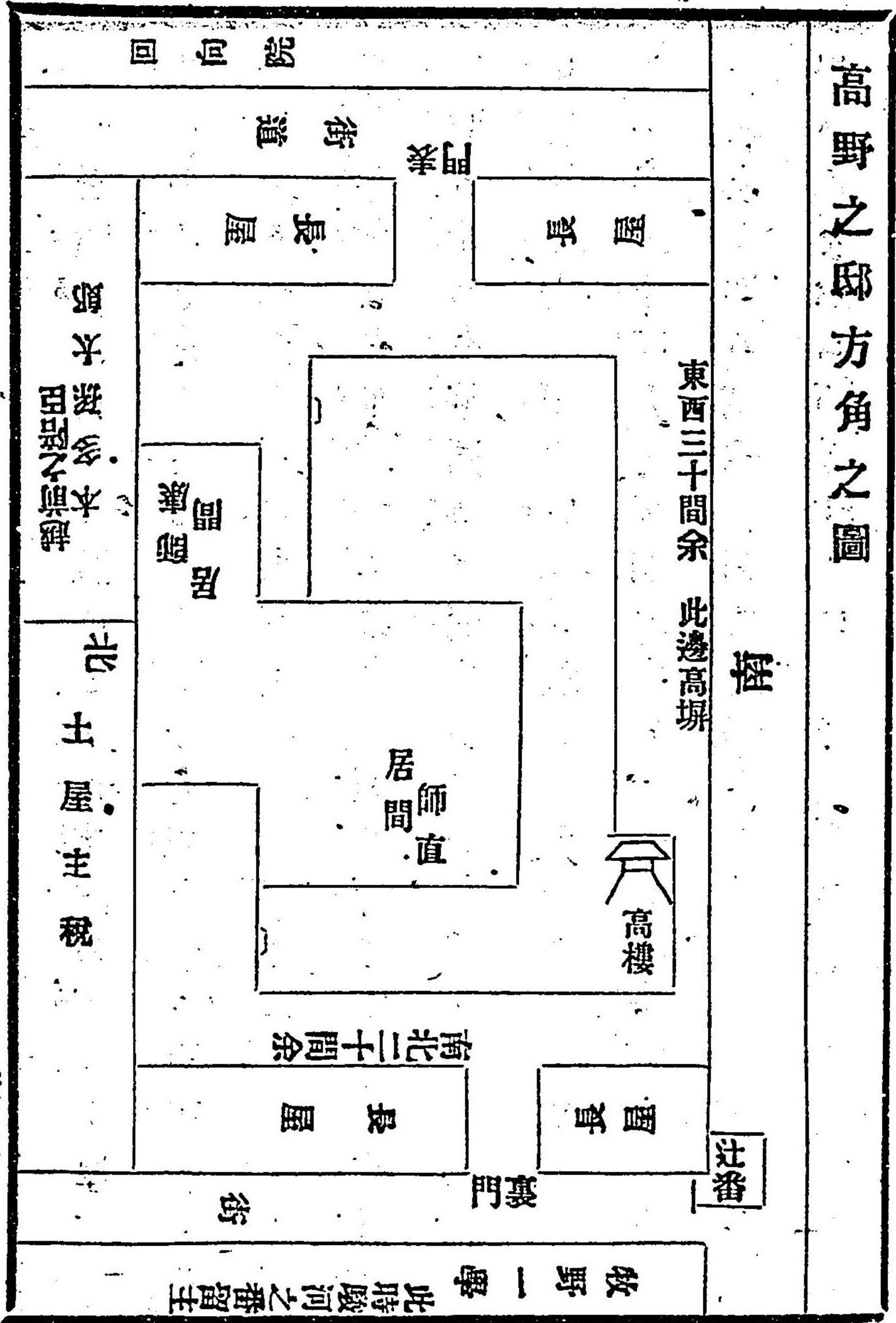
き浅草へ人と馳て母を喚寄せ一通り吟味に及びし惣七が欺状の如くお虎は惣七の放免せられ妻お虎を糺問せしに遂に銚職傳五郎と姦通して母と本夫を一時に失ひ世を易く送らむと計りし悪巧の旨を白状しければ追てお虎を獄門に處せらる姦夫傳五郎は八丈島へ流されたりといふ

此一件に付て惣七は商人に似氣なく思慮深き者なりとて町奉行所よても賞詞よ預りしが其實は浦松三太夫が神田明神の社内よて惣七に進めし

計策の其圖の中りて藩婦姦夫が謀畧の裏をかき  
 母と惣七が一命の全き事を得たるは浦松三太夫  
 が庇蔭よ因る者なりとて惣七は母を伴ひて築地  
 の三太夫が家に至り其厚恩を謝したりとぞ此は  
 三太夫が性質溫和にして却つて奸曲を挫ぐの英  
 才あるが故よ復讐の夜にも衆よ先立て功名を争  
 はず沈勇にして後詰の備へ善く行届たりと眞に  
 稀世の大丈夫と云べし

○第二百二十三回

高野之邸方角之圖



其食を喰者は其難と避せと平素君臣の講究を厚くし  
 忠義の心を存る者は事と臨むて死を顧みず正義と全  
 ふせざるべからず義士四十七騎の面々の十二月十四  
 日の早朝より仙岳寺に集り一室を仮て密りに夜討の  
 手配を定め夕刻同寺と引拂ひておのゝく自宅に歸り  
 同夜子刻過る頃兩國橋より馳集り四十七人と二隊に分  
 ち正兵二十四人を表門に向はせ奇兵二十三人と裏門  
 を破ふとある東西の列伍を紊さざして進撃する其光  
 景のさながら渾く沌くとして循環の端なき如くあり

權花集より日夜討評定の時を良雄東組表門の攻手  
 ありと雖も十四日の夜彼所に至りて見れば東門  
 堅固にして破り難きに依て速かに裏門を取崩さ  
 んとて良雄は裏門に向ひしといふ  
 高野家の坤にあたる所の辻番人を風間新六の難なく  
 縛あけて新我は此高野家へ敵討に参つた者なきは  
 必き聲を立て人を呼立る事はならぬぞ若聲を立てば  
 殺してあまふから然心得ると言含め辻番所の軒下に  
 繋ぎとく間より原郷右衛門は長家の家根より階子を懸け

さらく乗上り棟に跨りて四方を見下せは積たる雪  
 の脛を没し皎くとして光を添る十四日の月冴渡つて  
 白晝の如き折しもあま高野の館の騒動を聞て北隣の  
 麾下土屋主税は唯事ならじと起出て家來に得物く  
 を持せ親ら真先に進で隣家の好宜に加勢をせんと押  
 出すと長屋の家根より郷右衛門は見て聲を揚げ郷家  
 根の上より各乗るは失敬ながら我くも故鹽谷判官高  
 貞が舊土原郷右衛門十斧寺十内と申者で御座るが其  
 外同盟四十七人今晚不意に押寄て故主の仇を報せらる

迄なり追付公儀へ訴へ出御裁判を待つ所存の者で御  
 座をば一人も逃去る狼籍者では御座らぬ併ながら高  
 野家へ強て御加勢をさらんとならば止む事を得せ御  
 相手は相成迄の事で御座ると大音に述べば主敵討  
 とあれを御神妙の事で御座ると其忠心を感激し鳴を  
 静めてるるうちに疾本望と遂たりけむ引揚げ太鼓の  
 音聞へて一人宛名乗て裏門を出回向院の前に列を正  
 し家杉氏より追撃の加勢や來ると待構へしよ支る者  
 もなかりとかを故障なく仙岳寺へ引取て師直の首を



亡君の墓前に手向け心静に交るく焼香とし拜禮を  
遂に後寺院の前裁に在る早咲の梅は各々心を慰むる  
中

神垣も更に忘きて踰やせん 斧寺十内

梅の色香のこころまどひに

義臣傳に深淵子此歌を評じて此は伊勢物語の本  
歌に寄るよや夫と男女の情をいふ是を君臣の道  
義あり其嬉しき神垣を物かは前宵已に死出の山  
を越なんどせしが圖らばも今日まで存へてと欣

然の餘情言外あり

梅のむ茶屋もあるべし死出の旅 中村正辰

編者種彦曰く此歌此句相併んで勇威溢る、が如  
く附ていふ本編の作者春水翁の第十八回よ音寺  
十内と記し自後斧寺に作り何れりは何れか非  
なるを知らば其他地名姓名を誤まつ者あきよあ  
らむ本編の作者と雖も斯の如く況や拾遺の名を  
負せし追加は一夜漬の急作にて杜撰ある上に校  
正の亦粗漏おれり誤謬の寡なからざるを寛恕賜

いひ事を伏て希ふ

即日四十七人の義士は討入装束の儘にて大目付仙石  
伯耆守の屋敷へ召れ四家の諸侯へ分つて御預けと成  
ければ四家の使者は歩卒從者數名を從へ駕を列べて  
囚人を受取途中の警衛嚴重にして勇々しく屋敷へ  
へ引取る途々も見物群集して義士の功を稱へけり御  
預の姓名左の如し

- 大星由良之助 葎田忠左衛門 原郷右衛門
- 旗岡源五右衛門 早稻久太夫 斧寺十内

- 風間喜兵衛 近夏勘六 安曾員十郎左衛門
  - 速水正左衛門 箭田五郎右衛門 赤垣源藏
  - 大星瀨左衛門 織部彌兵衛 鷲森助右衛門
  - 潮田政之丞 尾久田孫太夫
- 以上十七人は音川越中守綱利へ御預け

- 大星力彌 織部安兵衛 不破勝右衛門
- 仙馬三郎兵衛 若村甘助 杉谷半之丞
- 木浦丘右衛門 岡野琴右衛門 貝賀彌左衛門
- 大鷲文吾

以上十人は久松隱岐守定直へ御預

長島八十右衛門 葭田澤右衛門 立林唯七

浦松喜兵衛 倉橋全助 斧寺瀨右衛門

嘉津多新左衛門 相原江助 杉野十平次

風間新六

以上十人は大江甲斐守綱元へ御預

風間十次郎 尾久田定右衛門 早稻孫九郎

佐藤右衛門七 千崎彌五郎 早野和助

浦松三太夫 餘曾川勘平 三村次郎右衛門

以上九人と水野監物忠之へ御預とあり各々由良之助

が從來懇切ありし謝辭を陳べ朋友も暇乞して乾かぬ

袂を別ちし後に棟梁大星良雄に御尋あるべき御不審

の廉ありとて大星一名を相州辰の口の評定所に喚

出されければ良雄は音川公より賜はりし二ツ巴の紋

付たる黒羽二重の小袖に麻上下を着用して評席の様

に扣へければ上座に列らるゝ面々よは

老中 稻田丹後守 若年寄 佐藤越中守

寺社奉行 阿瀬飛彈守 町奉行 保多美濃守

同 松枝伊豆守 勘定奉行 荻原近江守

大目付 仙石伯耆守 同 高見伊勢守

御目付 鈴木源五右衛門 同 水野小左衛門

御徒目付 市河彌一右衛門 同 市野新八郎

同 松永小八郎

威儀堂と座を占れば大星良雄は慇懃に平伏してそ  
居りける當下町奉行保多美濃守手函の中より一通の  
書面を取出し聊か膝を進ませて「故塩谷判官高貞家  
來大星由良之助良雄とは其方か」良則ち國家老由良之

助とは小生に御座りまする。今日呼出したる一件は  
故主判官高貞昨年三月十四日殿中よ於て刃傷に及び  
し高野師直と敵と狙ひ多人徒黨致して同家へ亂入よ  
及びしは旨をも恐れざる不届の致し方であるぞ右よ  
付て十八條のお疑ひもあれば斯く呼出して質問致を  
御老若はじめ三奉行立合の御吟味かれは謹むいで一  
くお答へ申せ「良則ち長より奉りまして御座ります少し  
く膝を進むきは評定所留役太田判左衛門机と離きて  
判不審の十八ヶ條謹むいで承まはき」良ハット平伏

しなから耳と立きは判左衛門は聲高らかよ  
 一其方儀從來家老職とは申をがら大勢徒黨の棟梁  
 と相成高野の邸へ推りけ狼籍し及びし不屈の事  
 一將軍家御膝元をも憚からせ市中を騒がせ候事  
 一夜中よ押入盜賊同様の致方敵討とは申難き事  
 一徒黨の者一同異形の火事裝束着用の事  
 一表裏門とも打破亂入致し候事  
 一御預け相成候一味同心の者の外に數十人の武士  
 高野家の周圍を固め居たるは何者も候哉其出所

不分明なる事  
 一味徒黨の者も四家へ御預け相成候四十七人の  
 外にも可有之哉の事  
 一敵師直の外家中の者數名を討取或は傷け候亂暴  
 の事  
 一師直嫡子師泰には何等の遺旨有て重傷を負せ候  
 哉親子共よ敵と存候は以の外の心得違の事  
 一夜中室内の働きよ松明を相用ひ候哉の事  
 一倍臣之身分を省み御役人の邸宅へ亂入致候事

- 一 不案内の邸宅へ討入候し付而は同志の者の外は案内者手引等も可有之事
- 一 高野の邸騒動に及候に付鄰家より相尋候節不當之返答に及候事
- 一 飛道具と所持致候と兼ての御法度を相辨へざる不届の事
- 一 御法度の長道具を相携へさせ候事
- 一 鳴物類を以て相圖致候ハ戦争に類し候事
- 一 其方采配を帯て指揮致候は自ら大將に任る反逆

一 揆に類し候舉動官を輕蔑に致す所存と相見候事

一 去年四月赤穂城引渡の節公儀の御所置不満足の旨を以て一時同志を募り籠城致べきとの所存は官へ對し不埒至極の事

判「右の通り御尋ねの十八ヶ條申開きあらは速かよ御答へ申上るト權柄に讀聞せ再び机を叩ゆきは閣老稻田丹波守を始め良雄が忠義を感賞し最負に思ふ人は如何なる答へとするからんと堅唾を吞ぞ控へた

○第二百二十四回

當下阿瀬飛彈守の席を進み、飛第一條に掲けたる徒黨の頭取と相成て狼籍し及びし次第遠慮し及はず申上よ。長恐ながら御答申上まを去年三月亡主高貞傳奏御馳走の役仰付らま候節高野殿の成され方宜からざる遺恨し依て御場所柄をも辨へて刃傷に及しゆる領地召上らま切腹仰付らま候節も御下知の通り家中一同穩便し退散致しましむまとも高野殿を討損じたる事

残念に存じ高家の歴々へ對し恐を入たる事をがら君父の讐には俱に天を戴かざるの教へし倣ひ復讐を致しましたるは亡主の遺趣を繼ぐ迄にて他も申上る事も御座らねど敵討を徒黨とい申間敷く徒黨の文字は徒らに集る黨にて吾輩等は塩谷家普代思願の家臣なまは徒ら事には御座なく主君の鬱憤を晴す迄ある故に集り勢の類に非ざ依て徒黨の狼籍とは唱へられませぬかと存上ます。如何さま此儀は最も至極人倫の重んじべき忠義の復讐左もかくて成まじき事じや

ナ「伊」第二ヶ條の御膝下を騷がせたるは如何の心得な  
 るぞ「良」高野殿は三州葉津郡が御領地なれど鎌倉の御  
 定詰ゆゑ御在國の時は之有まじく又高家衆は遠國へ  
 御用の事もなし既哉遠國へ御出の時を待よもせよ御  
 用先よて撃取は是こそ官を恐れざる致し方あれば左  
 にも右よも御膝元よて復讐を計るの外に思案は御座  
 なく又た高野殿御邸は御隠居以前は武者小路に御座  
 れども御隠居後は本所へ御移轉よ付いてと本所深川  
 の葛飾の郡よ屬し鎌倉の朱引外おれは相生町の御邸

へ推参したるを御膝元の狼籍とは申さまじき事か  
 と存なれます近敵討と名乗て明瞭致さを白晝にこそ  
 進撃すべきを夜中に押入しは盜賊も同様の始末ぞと  
 いか言語同斷の舉動の第三ヶ條のお疑問あるぞ「良」  
 其義は申迄もなく同勢僅に四十七人夜中おれをこそ  
 操出して本望を遂げ未明よ引揚まじたれども白晝よ  
 押出せば未だ本所まで参らぬ先に諸々の辻番所よて  
 遮り止られ之を拒むで通らむとすれば其屋敷々々よ  
 り人数を出し徒らよ之と戦ふ隙よは小勢の者は勝べ



き理かく又二つには高野家と家杉侯とは一方からぬ御親戚の間たおれば復讐の爲に高野家へ推参する浪士ありと聞は諸侯の御加勢有て争て本望を達されませうぞ依て夜中、押懸たきども討入の節は異口同音に鹽谷判官が家來ども復讐の爲に推参せり師直殿御出合なさまと呼はり、討入たる事は御隣家の方々へ御問ひ合せあきは分明で御座らふ、飛第四ヶ條の御尋ある火事装束を用ひ、私の敵討を非常の騒ぎと心得たのか、非常の装束を着用致しまじたは恐入

たる事をがら四十余人の大勢階子其他の兵器を携へ夜中に往來致しまるを消防の者と見紛はる計畧さるに依て討入の節も近邊にて、出火かと心得加勢の人数を操出さぬは全く火事具著用の爲めと存知ます、伊第五ヶ條の表の通り亡主の敵と討迄おれば表裏の門を破却致す亂暴は及ばぬではあいか其方は國家老をも相勤めながら表門を守る大切の事も相心得て居らふのよ、表門の大切なる事ハ相辨へますはてを裏門を先に打破つて亂入致し表門に聊りも手を

附<sup>つ</sup>ぎ其<sup>その</sup>儘<sup>まま</sup>に存<sup>ぞん</sup>じ置<sup>お</sup>まじたる段<sup>たん</sup>を討<sup>う</sup>入<sup>い</sup>跡<sup>あと</sup>御<sup>ご</sup>檢<sup>けん</sup>視<sup>し</sup>の方<sup>かた</sup>より委<sup>おん</sup>細<sup>さい</sup>に御<sup>ご</sup>承<sup>しょう</sup>知<sup>ち</sup>下<sup>くだ</sup>さるゝ様<sup>さま</sup>に願<sup>ねが</sup>はせしむ存<sup>ぞん</sup>じ置<sup>お</sup>まじ源<sup>げん</sup>イ  
 や其<sup>その</sup>言<sup>こと</sup>譯<sup>わけ</sup>へ不<sup>ふ</sup>都<sup>つ</sup>合<sup>が</sup>千<sup>せん</sup>萬<sup>まん</sup>既<sup>すで</sup>に同<sup>どう</sup>役<sup>やく</sup>阿<sup>あ</sup>部<sup>ぶ</sup>式<sup>しき</sup>部<sup>ぶ</sup>杉<sup>すぎ</sup>田<sup>た</sup>五<sup>ご</sup>左<sup>さ</sup>衛<sup>ゑ</sup>  
 門<sup>もん</sup>兩<sup>りゆう</sup>人<sup>にん</sup>が夜<sup>よ</sup>討<sup>うち</sup>跡<sup>あと</sup>檢<sup>けん</sup>視<sup>し</sup>に參<sup>ま</sup>りし節<sup>せつ</sup>も表<sup>ひょう</sup>門<sup>もん</sup>の關<sup>かん</sup>鍵<sup>けん</sup>を明<sup>あ</sup>放<sup>はな</sup>  
 じよ成<sup>な</sup>てるた<sup>と</sup>申<sup>ま</sup>は長<sup>なが</sup>其<sup>その</sup>儀<sup>ぎ</sup>へ吾<sup>われ</sup>輩<sup>はい</sup>等<sup>ら</sup>の存<sup>ぞん</sup>せざる事<sup>こと</sup>に  
 て我<sup>われ</sup>々<sup>ら</sup>裏<sup>うら</sup>門<sup>もん</sup>より攻<sup>せう</sup>入<sup>い</sup>しゆゑに家<sup>か</sup>中<sup>ちゆう</sup>の者<sup>もの</sup>は周<sup>しゆう</sup>章<sup>ちやう</sup>惑<sup>ま</sup>ひ表<sup>ひょう</sup>  
 門<sup>もん</sup>より遁<sup>とん</sup>失<sup>しつ</sup>たるも寡<sup>か</sup>かからねば斯<sup>か</sup>る騷<sup>さう</sup>動<sup>どう</sup>の虚<sup>ま</sup>に乘<sup>のり</sup>じ  
 て盜<sup>たう</sup>賊<sup>ぞく</sup>かどの押<sup>お</sup>入<sup>い</sup>らば我<sup>われ</sup>々<sup>ら</sup>よも自<sup>じ</sup>然<sup>ぜん</sup>疑<sup>ぎ</sup>ひ罹<sup>か</sup>り迷<sup>ま</sup>惑<sup>ま</sup>の  
 事<sup>こと</sup>と存<sup>ぞん</sup>知<sup>ち</sup>たるゆゑ同<sup>どう</sup>家<sup>か</sup>の家<sup>か</sup>老<sup>らう</sup>松<sup>そう</sup>原<sup>げん</sup>多<sup>た</sup>仲<sup>ちゆう</sup>といふ者<sup>もの</sup>と生<sup>せい</sup>

檢<sup>けん</sup>表<sup>ひょう</sup>門<sup>もん</sup>の柱<sup>はしら</sup>に繪<sup>え</sup>付<sup>つ</sup>門<sup>もん</sup>番<sup>ばん</sup>を致<sup>いた</sup>せ置<sup>お</sup>まじたる程<sup>ほど</sup>をまじ  
 表<sup>ひょう</sup>門<sup>もん</sup>を開<sup>ひら</sup>たるに高<sup>かう</sup>野<sup>の</sup>の御<sup>ご</sup>家<sup>け</sup>來<sup>らい</sup>に相<sup>さう</sup>違<sup>ゐ</sup>なく吾<sup>われ</sup>輩<sup>はい</sup>共<sup>ども</sup>の所<sup>しよ</sup>  
 爲<sup>な</sup>からぬ所<sup>ところ</sup>は松<sup>まつ</sup>原<sup>げん</sup>多<sup>た</sup>仲<sup>ちゆう</sup>を御<sup>ご</sup>召<sup>めい</sup>出<sup>だ</sup>して御<sup>ご</sup>尋<sup>たぬ</sup>あらは明<sup>めい</sup>白<sup>はく</sup>  
 に相<sup>あ</sup>分<sup>わか</sup>りませう丹<sup>に</sup>夫<sup>と</sup>にて仔<sup>こ</sup>細<sup>さい</sup>に了<sup>りやう</sup>解<sup>かい</sup>つたが第<sup>だい</sup>六<sup>ろく</sup>ヶ條<sup>じょう</sup>  
 の疑<sup>ぎ</sup>問<sup>もん</sup>は夜<sup>よ</sup>討<sup>うち</sup>の砌<sup>せき</sup>一<sup>いつ</sup>味<sup>み</sup>の者<sup>もの</sup>四<sup>し</sup>七<sup>しち</sup>名<sup>めい</sup>の外<sup>ほか</sup>に高<sup>かう</sup>野<sup>の</sup>の屋<sup>や</sup>  
 敷<sup>しき</sup>の周<sup>しゆう</sup>圍<sup>ゐ</sup>と警<sup>けい</sup>固<sup>こ</sup>する者<sup>もの</sup>あつたる由<sup>よし</sup>を同<sup>どう</sup>家<sup>か</sup>の家<sup>け</sup>來<sup>らい</sup>柏<sup>はく</sup>屋<sup>や</sup>  
 平<sup>へい</sup>馬<sup>ま</sup>より訴<sup>う</sup>たへに及<sup>およ</sup>んだは何<sup>なん</sup>方<sup>かた</sup>より出<sup>い</sup>たる者<sup>もの</sup>ある哉<sup>や</sup>  
 明<sup>めい</sup>白<sup>はく</sup>に申<sup>ま</sup>上<sup>う</sup>よ長<sup>なが</sup>是<sup>こゝ</sup>も亦<sup>また</sup>吾<sup>われ</sup>輩<sup>はい</sup>等<sup>ら</sup>の一向<sup>いっかう</sup>に存<sup>ぞん</sup>せざる義<sup>ぎ</sup>よ  
 て討<sup>う</sup>入<sup>い</sup>の節<sup>せつ</sup>火<sup>くわ</sup>事<sup>じ</sup>よと呼<sup>よ</sup>びまじたる故<sup>ゆゑ</sup>に近<sup>きん</sup>隣<sup>りん</sup>の

者の立騒ぎ高野の屋敷の周囲を彷徨まじた者と見え  
 ます近ブム然らば鹽谷の家來にては其方始め四十七  
 人の外は同盟致さぬ不忠者が高に合せて忠義を存せ  
 る家來が割りの勘あいが大勢にて討入たを蔽さふ爲  
 に家の耻辱を顯すは菲の臭氣を蔽ふが爲に蒜を煮る  
 に似て却て笑ひを取る理ではあいか長恐おがら近江  
 守様へ申上ます來年三月十四日亡主高貞三回忌に付  
 其節諸方へ離散の舊士一同江戸へ寄合まして時宜に  
 寄は復讐にも及びませうやと兼々内談中の處當月十

四日本所御邸御餘波の御茶湯お催ひよて近々三光坂  
 家杉様御邸へ御移轉の由を承知仕りまひたゆゑ家杉  
 侯へ御出有ては日頃の望みも遂難き事と存じ他國へ  
 分散致し居る者へ通達の間かく在府の者四十七人に  
 て本懐を遂たる義かゞは遠國住居の者は跡にて承は  
 り不約定を憤る者も本意を達したるを悦ぶ者も御座  
 りませうか越然れば四十七人の外には夜討を援けし  
 者はなきや長第五ヶ條に申上まじたる通り第六條の  
 ね尋も四十七人の其外おむ一人たりとも加勢を御座

らぬ美目さす敵は一人なるに高野の家來は即死三拾  
 貳人手負は五十余人よ及ぶが濫に多人數よ手を負し  
 たるは亂暴ふ事を好むのか第八條の返答は如何と  
 や長我々亡主の遺旨を繼で師直殿を討ち奉るも臣た  
 る者の大義又高野の御家中の士も主君を討せまじと  
 防ぎ戦ふも臣たる者の道おれば抗擊致して防ぎ戦ふ  
 者の止む事を得ず討取たまじも事を好むで殺すにあ  
 らねは止めを刺たる者としては一人もあらず此義は御檢  
 屍の御存知あるべき處にて濫に人を殺戮する亂暴の

所業とは相違仕りませう伊家來の死傷の相分つたが  
 嫡子左兵衛督師泰よ傷つけたるの父子共に敵と狙ひ  
 討取る所存で有たのか是則ち第九條の緊要の所で有  
 るを長御父子ともに敵と心得討取る所存は毛頭なく銘  
 々師直殿の御居間を目懸け討入る節一個の武夫塗柄  
 の長刀を以て悴力彌に繋て懸りしゆる望む相手と立  
 向ひ肩のあたりへ二大刀ほど手を負したるは避易と  
 て長刀を捨奥の方へ遁入るを見て若年者ゆる追欠て  
 撃んとする体なれば逃る者の追ふべからずといふ法

命を忘れたかと吾輩が叱まして差止めた後、捨置た  
 る長刀を見れば桐の蒔繪の紋散らゆゑに扱ひ師泰殿  
 なりしかと跡にて心付まじたが其後何方へ御隠を相  
 成まじたか夜明に至る迄も御所在は存知ませぬ、丹  
 晴を勇々しい悴が働き師泰が親の最期を知りあがら  
 終夜椽の下に隠るたる不孝不義に反対して今年僅に十  
 六才の力彌が同藩中にも卑怯未練に立退く者の多い  
 中に親に従ひ正義を護て復讐の大功を立たるも戦國  
 の時の功名をなせ加恩の御感状にも預るべきに近頃



評定所  
 良雄  
 十八條の  
 難問  
 辯解

殘念至極の事じやな良有難さ仕合の御賞詞悻が身よ  
 餘まゝして恐入奉りますト流石の勇士も恩愛に目を屢  
 瞬て居たりける 第十條は夜中の働さ手許の暗さあ  
 何を以て燈火は換たるや 尋常の夜中戦争なれば松  
 明を用べきが軍法では御座をとも松明の火の燃移易  
 く火の用心宜からむ去とて提燈は影暗く下置し不  
 便なきは小生の工風を以て竹の前後を細く削り墨へ  
 かり壁へなり便宜の所へ突刺て蠟燭を點じ篝に代用  
 致たるを名けて鶴の嘴と申ます 丹天晴山鹿流の軍

學よ秀しと聞く由良之助實に神機の工風で有たか良  
 御賞譽よ預りましては恐入奉ります 第十一條は  
 其方共陪臣の身を以て高家へ亂入致たるは上を恐れぬ  
 不屈の計ひでないか 良其儀は先刻も申上る通り俱  
 不戴天の仇高家歴々と雖も差扣るに忍びを手を虚く  
 して臆病武士の汚名をとるは忍びも致せと泉下の亡  
 主へ申説くべき辞のなきや止を得る陪臣ながら師  
 直殿の御首級を賜はつたまは素より重刑に處せらる  
 は一同覺期仕つて居ります 伊箇程の大義を企つ

るに手引或ひは案内者のかいと申事は有まい如何なる手蔓を尤めたか真直に申上るがよいを、此十二ヶ條のれ尋問が第六條第七條と同様にて一味同盟の者の外に案内手引かど、云者の會て有べき様は御座らぬ最初に此大義を申合せましたる節に臆病者は事を左右に寄て退散し又心底を見抜難き者には秘して口外致しませぬは同盟の外に手引かど、申べき者の御座らぬ答然るに斯存外の御尋ねを蒙りますし高貞が本家の一族の中は御疑ひでも御座りませうや本家と

始め一族共も高野殿を心善く存する答は御座らぬと斯申上る由良之助が放蕩無頼の舉動に興を醒し且ハ公儀への恐きを憚り出入を禁めまゐたる程かきは案内手引かどを致すべき者は一切御座りませぬ段恐れながら御賢察を願上まする、近又第十三ヶ條は夜討の節は隣家より高野の屋敷へ見舞を申込たるよ其方共の中より不當の返答を致したとは如何とや、良同夜の騒動に出會はは北隣の土屋主税殿の外は御座なく御同人には家根越に復讐の趣きを演述たればこ

を異議なく引取らきたる事は御同家へ御間合せ有て  
御承知下さきたる御座る土屋殿も堂々たる御旗本衆  
の儀で御座るは故なき浮浪士が家根越よ不敬の返答  
を仕つゝをヨモ打捨ては置れまい然るよ鳴と静めら  
れ引取られしを思ふても不當の返答からざる段は御  
推量下さるべしと詞も激まき答へしは水の流るゝ如  
くあり

○第二百二十五回

當座に列る勘定奉行萩原近江守は賄賂を喜ぶ貪婪の

士よて高野師直とは親友なきは斯る義舉をも心よく  
思ひざりしに大星が問ふよ答ふる才幹智辨よ言句も  
出ねを熟腸儘に一際聲と荒らけて折や由良之助其  
方は俱不戴天の止むと得ぬ事と夫のを云張が寐籠  
よ夜討よ押入に飛道具の何故所持した如何よ復讐な  
きはとて御法度を破つて飛道具を携へたにも言譯が  
あるか第十四の條の此に於ては恐入たて有が長弓  
矢鐵砲をたしなべて飛道具とは申まされとも鳥銃は  
一切持参任つら唯二挺の半弓と風間喜兵衛と尾久



田定右衛門と申者に持参させまじたるは万一怨敵師  
 直殿堀を越て脱去るべき計難く其時には是非なく射  
 て落さん爲の用意また二ツには隣家より堀へ昇つて  
 鐵砲あり箭ありと射懸けらる時は其方よりも飛道  
 具は防ぐの他は御座らねば多くは家中の小家に潜  
 り足輕などとの馳出て妨させね爲よ戸口を明て出る  
 所へ射かけたる箭の悉く簇のをき物おれを此半  
 弓に中ども死傷及び御者と云は一人も御座りませま  
 い近や諸備は城の根に矢で有たか重ねて問ふべ

お十五の條は長道具を持参の件じやを御法度の鎗  
 長刀白晝に持参致さは見聞も如何且又公への恐  
 れ御座りませと携へ参つたは夜中の事なり殊に  
 相手は高野家に屈竟の御家來も多く家杉侯より御付  
 人も宿直せらるる趣きかれは同志の者は平生手馴  
 得物おらせば十分の働きも相成まじくと存知持参致  
 させ給ひて御座りませとの答に近やと息詰れば  
 儼然と語を次で飛道具長道具の二ツの辯駁は夫  
 でおの進退のかけ引お臆物を用ひたるは戦争ノ類

を不屈の所行ではなにか之十六ヶ條の御疑ひ長如何  
 とも小太鼓一吹と呼笛一挺は小生持參致しましたれ  
 ど此儀も付ては小生事先達でより寒氣に肩さき咳逆  
 の爲は聲を潰し戦陣の中よて遠方へ指揮致す聲の届  
 き兼まはたれを其心得よて持參致し進退集散の指揮  
 に用ひし迄よて鳴物と申も嗚呼がまはさ程の合圖の  
 器に御座りまする然らば第十七ヶ條は夫に續いて  
 の御尋ね自ら一味の大將に任じ采配を以て指揮した  
 るは恰も軍陣に臨むが如く徒黨の一騎と云るとも

申分は近き有まい大將に任じて塵を振はる名聞を好  
 む身の譽を遺さむと存するのが一騎の大將と仰が  
 るまは則ち反逆同様にて飽きて公を輕んぶる大罪と  
 相心得ぬのが其此義を重き御疑問を起は謹むて  
 御答申上奉ります此度の一味同心の中よ餘人が所持  
 仕りまはれば重々の御答めもさる事ながら小生の所  
 持仕る上は御不審も疑き答と存まはるは主人高貞存  
 生の節より赤穂城代を申付らば一藩の士民と預り居  
 ましたまは在鎌倉出府の留守中事ある時は高貞は

代り戦争の指揮を致す爲に兼て金の采配は差支され  
 何方へ持参致せばとて御不審を受ずき道理は御座ら  
 ねど今般の事は私の復讐にて甲冑も着用致しませぬ  
 程おきは金の塵も異がむく存じ遠慮致したる所より  
 兼て信じる産神八幡宮の幣束を塵に換へ白紙を振て  
 指揮したるを夜討の混雑中に見誤りし者が采配あり  
 と申たる成心は右の譯ゆる城代の家老職は眞の金の  
 采配を所持したるにて大將振て各聞を好むかとの御  
 尋ねは近頃驚く事かと思ふ存知奉つりませす

何さ此策十七は條は尋ね方にも利鬼過なぶ速かの  
 返答感心致す是より末の策十八は條目に至つては去  
 年赤穂引拂の節其方始め家中一同公儀を怨み申た  
 るや其子細の故判官高貞が刃傷の相手たる師直よむ  
 御咎めなく高貞計り切腹の上赤穂城をも官没らきし  
 を片手打の御所置と心得一時は城下楯籠り公儀へ弓  
 を挽所存よて家中の者を煽動せむか本家を始め親類  
 諸家の説諭に伏して事おかく城を渡り退散したれど  
 も其鬱憤の遣難さに同志を募つて今般の騒動よ及び

其相違をかかると此返答は如何で有るを真仰せの  
 如く赤穂退散の初藩中の論區にて不服を唱へま  
 する者も御座つたこと素より主人無調法にて公儀  
 を御怨み申上べき道理ありは一同穩便に退去仕る  
 節御目付荒木十左衛門様神原采女様迄書面を差出し  
 判官の舍弟大學を小祿たり共鹽谷家御取立の儀を歎  
 願致し置ましたる處去年七月十八日本家へ御預け仰  
 付らるる上は鹽谷家跡目相續の歎願も是迄か  
 りと覺期致し一同復讐の存念を固め斯の次第に立至

り申したる迄御疑問の十八ヶ條概畧此の通りに御座  
 りまゑると辨舌鋭くして激しうらそ穩當に陳開さけ  
 れを閣老參政三奉行諸役人等も驚きで所と感賞せら  
 せし中に最前より沈黙して詞を出さぬ大目付仙石伯  
 耆守座を進め伯十八ヶ條の御答へは一く承知致した  
 が是は又餘事の質問あれば斯まで萬事に落途もなく  
 心配致した討入の引揚し聊か武器を遺失たるは首尾  
 能く本意を遂と喜びに紛急いで菩提所仙岳寺へ走  
 らん爲し遺失たるは心得の爲に聞置たい其儀の心

の急儘に遺失たる物にては御座なく捨道具の夜討の  
 古法なれば配下の者へ申付高野殿の御邸内へ遺し置  
 せまじたる品々は此報書の通りに御座りませうかと  
 懐中より書面を取出せば留役太田判左衛門受取て讀  
 上るよ

- 一 鏡一筋
  - 一 矢の根八枚
  - 一 斧一挺
  - 一 笛一管
  - 一 細引繩三筋
  - 一 鎗鞘三懸
  - 一 鎌一挺
  - 一 刀
  - 一 腰
- 右之通り外に短尺一枚表に元禄十五年十二月十四



聖恩  
 忠魂春不田ふ圖

日討死古鹽谷判官高貞家來早野甚平義利行年二十九歳裏よ

辭世 飛こむて手にぬたまらぬ電かな

と讀上をを伯耆守の小膝を打て感嘆し伯耆の城を護らせて大元帥と仰がるべき軍學の古法悉く適ひ申開きの速かき所は格別器量の勝れた者じやな丹如何にも伯耆が賞す通り先刻より十八ヶ條の尋ねに答へる理論の正しさ城代の任に耻ぬ天晴の大星良雄聞しに勝る男で御座るを越稲田殿の仰せの如く一同感

服仕りまじした丹噫高貞を善い家來を多く持きたあやかり者あやと威巍堂と居雙ひたる諸役人も皆感賞ひて腰掛に相詰たる音川の家來を呼出さき御目付兩人起上り小大星由良之助義の御用濟なきは召連歸つて其他の者一同も大切に御預りを致せ家來「長まり奉りまじで御座りまざる源粗忽が有ては相成ぬぞ家委細承知仕りまじたり乗物よ乗せ嚴重に警衛をてぞ歸りける

因よ日ふ囚人を諸家へ御預けに相成る節は乗物

の上うへに青細引あおこほひの綱なわを冠かぶせ戸との錠前せうぜんを下くだを恆例つねれいか  
 ると音川ねがわ家に限りて御預おんあづかりの義士ぎしを引取ひきとる時ときより  
 駕かの戸とを啓ひらきて通行つうこうさせし親類朋友しんれいとも等らも余所よそ  
 おがら暇乞いとまごかどさせしむる寛大くわんだいの計はかりひ成なべしと  
 後のちくまでも言傳いひつたへぬ  
 儲たくわ其後そのちは御尋ねおんたづねの廉かどもあく其歳そのとしも暮くて翌元祿あしたげんろく十六年じゅうろくねん  
 癸未みづのえの二月四日にがつよっぴ四家しけへ御預おんあづかりけの者共ものどもも死しと賜たまひ遺骸いがい  
 と高輪仙岳寺たかねんせんがくじの亡主判官ぼうしゅはんぐわんが墓所かぶらの傍かたわららへ埋葬まいざいせらる  
 誠まことに四十七騎しじゅうしちきの忠心ちゅうしんの貫徹くわんてつせし所ところにて實じつに稀まれな

る美談みだんといふべし御預おんあづかりり四家しけの諸侯しよこうより巨額きよがくの香奠かうでん  
 を布施ふせして三百人さんひゃくにんの僧そうと集あめ薦拔せんぱつの法ほうを開ひらきし時とき  
 黄金くわんごん五十枚ごじゅうまい 音川家ねがわけより  
 白銀はくぎん五十枚ごじゅうまい 久松家ひさまつより  
 同どう 二十枚にじゅうまい 大江家おおえより  
 同どう 二十枚にじゅうまい 水野家みづのより  
 其後そのち四侯しこうより銘々めいめいの石碑せきひを建立けんたつし石いしの玉垣たまがきを以もつて一  
 廓くわくを構かまへ末世まうせいに香華かうけの絶たせぬ四十余人しじゅうよにんの忠義ちゅうぎ古今ここん  
 に秀ひて比類ひるいなき功績こうせきを慕したへはかり然しかるに明治元年めいじげん十

一月五日宮内省より權辨事藤原の獻を以て金幣を賜ふの辨語は曰

汝良雄能ク君臣ノ義ヲ重シシ仇ヲ復シ法ニ死ス百世ノ下人ナシテ感奮興起ナラシム朕能ク嘉賞ス

斯く畏き特典を蒙ふるに至つては枯骨も地下に瞑目すべし是や松柏の雪中に操を變せざるに比す眞の忠臣とやいむむ義士とやたへん  
美編者種彦曰義士の事蹟は關係する引書凡百有餘部

の多きに至るに之を網羅して記載せしは尙百餘輯を重ね千餘回を踰ると雖も盡しなす昊天の星の數にも増きと際限なけれを其大星の十八條を卷末よじて一段落の局を結びてよと書房の需よ應じて拙き毫を閣けは外傳の遺漏寡なからざるは只管よ恕し賜はきかし



明治十七年十一月六日 版權免許  
同 年十二月 出版  
同 十九年二月廿八日 版權讓受  
同 年三月一日 再板御届  
同 再四月 出版

定價金六十錢

著者

静岡縣士族

高島藍泉

東京府下北豐島郡  
千束村五百廿三番地

神奈川縣平民

市川路周

日本橋區橫山町二丁目  
十四番地

文事堂

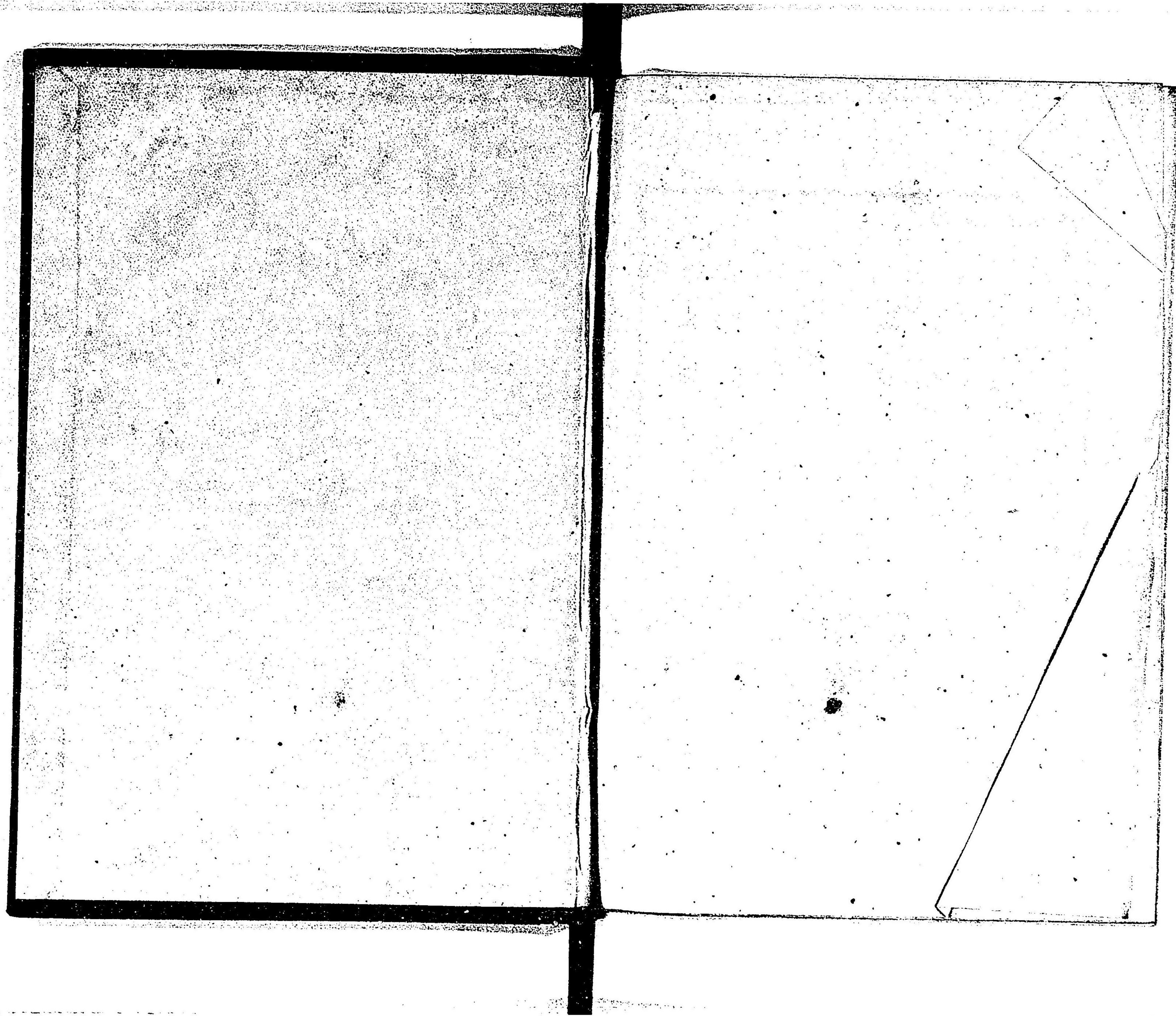
辻岡文助

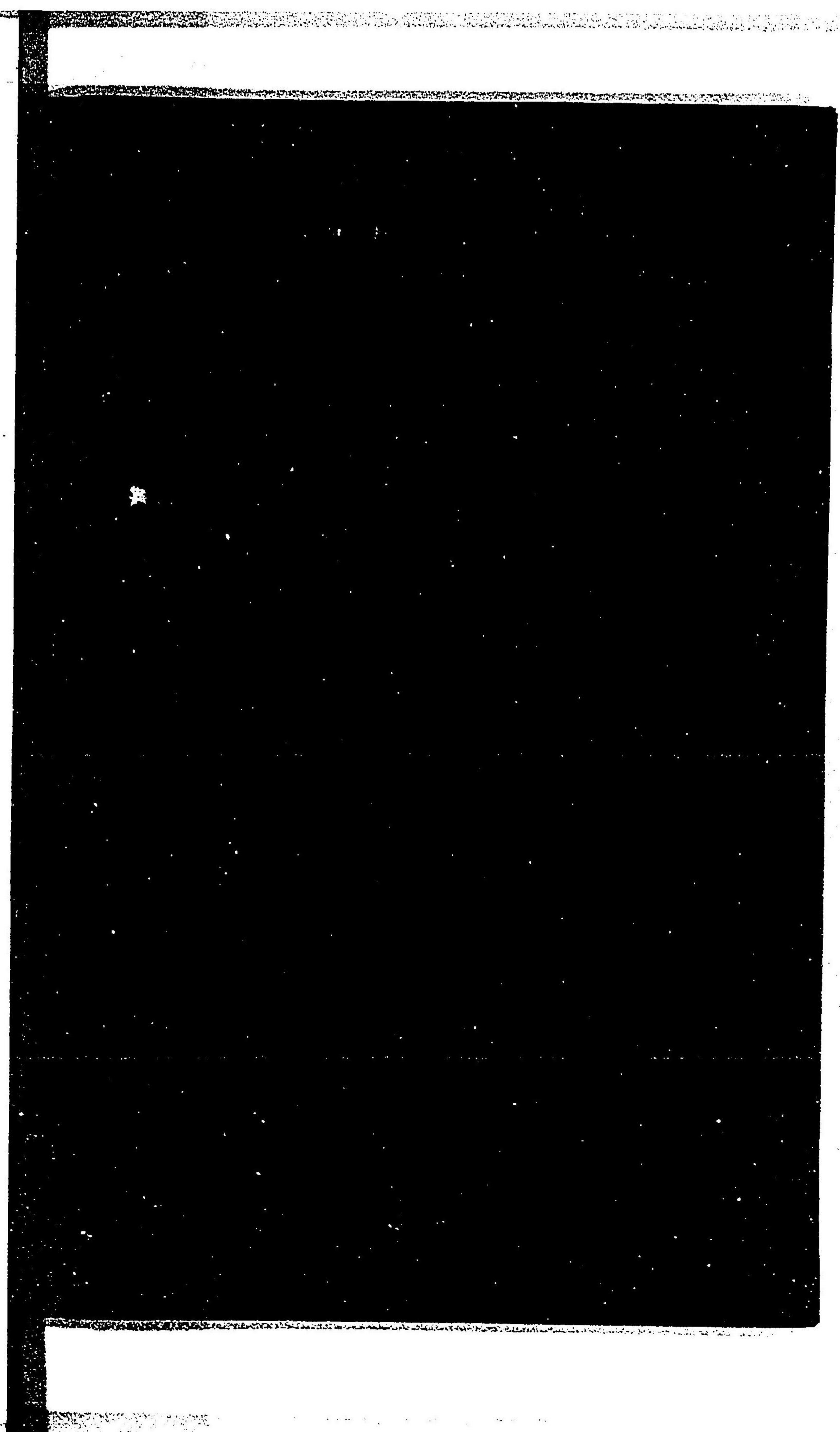
橫山町三丁目

賣捌

發兌

出版人





205235-000-2

特11-369

続いろは文庫

高畠 藍泉/著

M19

EDV-0287



